

自転車の主な交通ルール



大分県警察
交通部交通企画課

自転車の通行場所①

①車道の左側端に寄って走行

自転車は道交法上「軽車両」に分類され、自動車と同じく「車両」の一種とされているため、歩道と車道の区別がある道路では、**車道の左端**、歩道も路側帯もない道路では、道路の左端に寄って、進行しなければなりません。

②「自転車専用通行帯」があるときは、そこを通行

車道に「自転車専用通行帯」が設けられているときは、専用通行帯を通行しなければなりません。

③歩道を通行できる場合

○「歩道通行可」を示す標識や標示がある場合



○「歩道通行可」を示す標識や標示がなくても

☆13歳未満の子供や70歳以上の人

☆体の不自由な人

☆車道通行が危険なとき

は歩道を通行することができます。

※ 道路の左右に歩道がある場合、どちらの歩道を通行してもかまいませんが、**車道寄り**を通行しなければなりません。



④道路左側の路側帯を通行できる場合

- 道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。
- 著しく歩行者の通行を妨げる場合や、白の2本線で示された歩行者用路側帯は通行することができません。
- 「路側帯」を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

路側帯とは？

歩行者の通行のスペースを確保するために「歩道がない道路の端」や片側にしか歩道がない道路の「歩道がない側の端」に、白線によって示された部分をいいます。

※歩道がある道路の車道上の歩道寄りに引かれた白線は路側帯を示すものではありません。



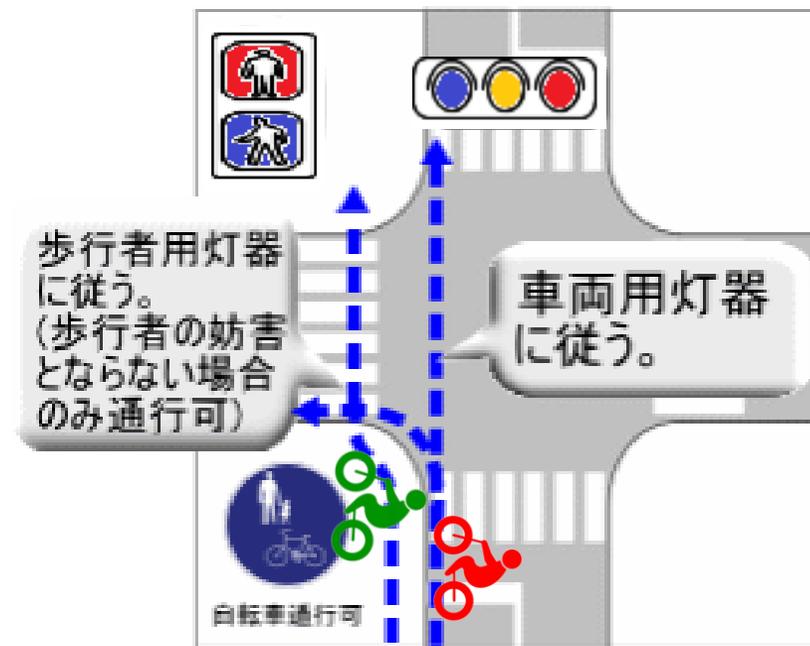
- ①「白の実線1本」の道路標示によるもの
☆軽車両は通行することができる(道路左側の路側帯に限る)。
☆車両は駐停車することができる。
- ②「白の実線と破線」の道路標示によるもの(駐停車禁止路側帯)
☆軽車両は通行することができる(道路左側の路側帯に限る)。
☆車両の駐停車が禁止されている。
- ③「白の実線2本」の道路標示によるもの(歩行者用路側帯)
☆軽車両の通行が禁止されている。
☆車両の駐停車が禁止されている。

自転車の通行方法①

①車道を走行しているときは、原則、車両用信号に従って進行

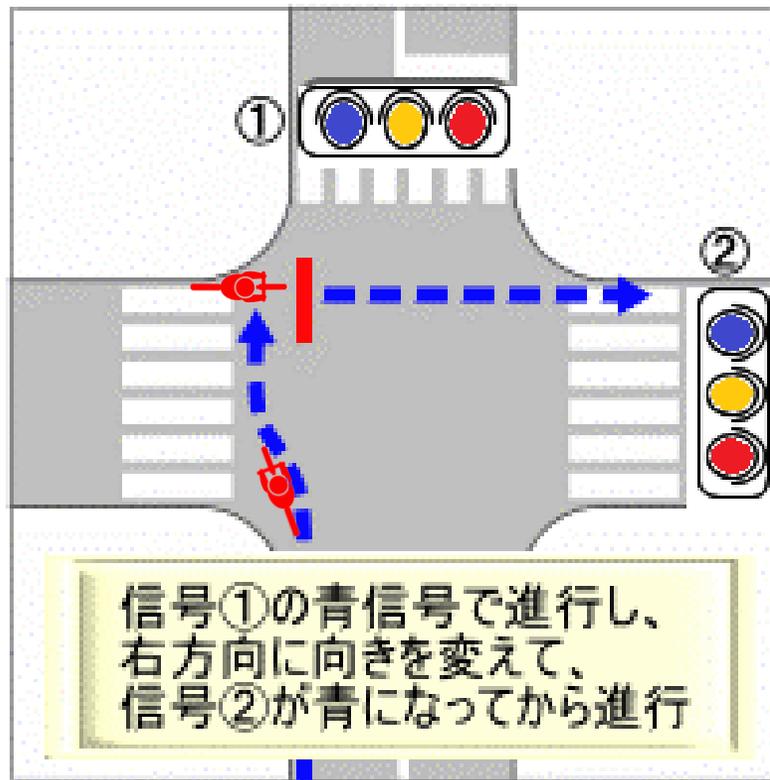
②「歩行者・自転車専用」の標示がある歩行者用信号機はその信号に従う

歩道、車道のいずれを通行している場合でも、「歩行者・自転車専用」の標示板があるときは、その信号に従って通行しなければなりません。



自転車の通行方法②

③右折するときには、交差点を大回りする。



自転車横断帯がなく、信号機のある交差点では、自転車は車両用灯器に従って、二段階で右折する。

※右折矢印の信号による右折不可

歩行者・自転車専用の標示板がある場合は、歩行者用灯器に従い通行する。

自転車横断帯も信号機もない交差点では、交差点を大回りで右折する。

自転車運転者講習

1 対象者

自転車で特定の違反(16類型)を繰り返す者が対象 ※繰り返すとは・・・3年で2回以上

2 特定の違反

- ①信号無視・・・・・・・・・・対面する信号機の表示する信号を無視して進行してはいけない
- ②通行禁止違反・・・・・・・・・・道路標識等により通行を禁止されている道路を通行してはいけない
- ③歩行者用道路徐行違反・・・・・・・・歩行者用道路を許可を受けて通行する場合、歩行者に注意して徐行しなければならない
- ④通行区分違反・・・・・・・・・・車両は、車道の左側部分を通行しなければならない
- ⑤歩道徐行等義務違反・・・・・・・・歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを徐行し、かつ歩行者の通行を妨げてはならない
- ⑥路側帯通行方法違反・・・・・・・・路側帯を通行する際は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない
- ⑦遮断踏切立入り・・・・・・・・・・遮断機が閉じ、もしくは閉じようとし、又は警報器が鳴っている時は、踏切内に入ってはいけない
- ⑧優先道路通行車妨害等・・・・・・・・交差道路が優先道路等であるときは、交差道路を通行する車両等の妨害をしてはならない
- ⑨交差点優先車妨害・・・・・・・・・・右折する際は、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害してはならない
- ⑩環状交差点通行車妨害等・・・・・・・・環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない
- ⑪指定場所一時不停止等・・・・・・・・標識等により一時停止すべきことが指定されている場所では、一時停止しなければならない
- ⑫制動装置不良自転車運転・・・・・・・・道路交通法施行規則で定める制動装置の基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない
- ⑬酒気帯び運転等・・・・・・・・・・酒気を帯びて運転してはならない
- ⑭安全運転義務違反・・・・・・・・・・他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない
- ⑮携帯電話使用等・・・・・・・・・・停止時を除き、通話若しくは画像を注視してはならない
- ⑯妨害運転・・・・・・・・・・通行を妨害する目的で急ブレーキ等を行い、交通の危険を生じさせてはならない

3 講習時間・手数料

3時間・6,150円